

墨田区学童クラブ条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年12月11日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第58号

墨田区学童クラブ条例の一部を改正する条例

墨田区学童クラブ条例（平成11年墨田区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「指定した」を「指定する」に改める。

第3条中「受けられない」を「受けることができない」に改める。

第4条第1項中「午後5時までとし」を「午後6時までとし」に、「午前9時から午後5時まで」を「午前8時30分から午後6時まで」に改め、同条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（延長育成）

第4条の2 前条の規定にかかわらず、区長は、同条の規定による育成（以下「通常育成」という。）を受ける児童のうち特に必要があると認める者については、育成時間を延長して育成を行うことができる。

2 前項の規定により育成時間を延長して行う育成（以下「延長育成」という。）は、区長が指定する場所で、前条の授業日にあつては午後6時から午後7時まで、同条の休業日にあつては午前8時から午前8時30分まで及び午後6時から午後7時までの時間において行うものとする。

第5条の次に次の1条を加える。

（土曜育成）

第5条の2 前条第1号の規定にかかわらず、区長は、通常育成を受ける児童のうち特に必要があると認める者については、土曜日（その日が同条第2号又は第3号に掲げる日に当たる場合を除く。以下同じ。）に育成を行うことができる。

2 前項の規定により土曜日に行う育成（以下「土曜育成」という。）は、区長が指定する場所で、土曜日が、当該児童が在籍している学校の授業日である場合にあつては当該児童に係る授業の終了後から午後7時まで、当該児童が在籍している学校の休業日である場合にあつては午前8時から午後7時までの時間において行うものとする。

第8条第1項中「学童クラブ」を「通常育成に係る学童クラブ」に改め、同条第2項中「前項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2

項を加える。

- 2 延長育成に係る学童クラブの利用の承認を受けた児童の保護者は、前項の育成料のほか、児童1人につき、午前8時から午前8時30分までの利用にあつては月額500円、午後6時から午後7時までの利用にあつては月額1,000円の育成料を納付しなければならない。
- 3 土曜育成に係る学童クラブの利用の承認を受けた児童の保護者は、第1項の育成料のほか、児童1人につき月額1,500円の育成料を納付しなければならない。

付 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第4条、第4条の2又は第5条の2の規定による学童クラブの利用に係る手続、準備行為等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。